

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によって、次のとおり土地
立入りの許可をした。

令和六年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

二 事業の種類

六六kV特別高圧架空送電線東城線二回線化工事（一工区）

三 立入りの目的

現地調査及び調査測量

四 立ち入ることができる土地の区域

庄原市東城町久代字古御堂五一五八番三、五一六一番、五一六三番、五一七〇番、字仲
間屋山五一八一番二、五一八四番、字天神山五六六八番、字小滝谷二三二三番、川東字中
島一四九六番三、川西字友末一五二番、字向迫五四五七番六、五四五七番八、字新丁二六
〇番、二八六番一、字鐘鑄場五四六二番五、五四八八番一、五四八八番二、五四八八番三、
五四八八番七、五四八九番二及び字霞ヶ岡五四四六番一

五 立ち入ることができる期間

令和六年十月三十一日から令和七年十月三十一日まで